

第 2 回検討会においてご議論いただきたい点

- 看護師ワーキンググループの検討の前提となる「将来を担う看護師に求められる能力」は何か。
- 看護師基礎教育における教育内容の見直しの方向性をどのようにするか。
- 看護師ワーキンググループにおける「検討上の留意事項」は何か。

看護師ワーキンググループにおける検討事項（案）

1. 検討事項

（１）卒業時の到達目標

（２）教育内容

- ① 充実すべき教育内容及び留意すべき点
- ② 整理すべき教育内容及び留意すべき点

（３）教育方法

- ① 講義
- ② 演習
- ③ 実習

（４）教育体制・教育環境

- ① 教員
- ② 実習指導者
- ③ 教育環境

※検討会第３回以降にご議論いただき、ワーキンググループでの検討における留意事項を整理

※ 保健師助産師学校養成所指定規則第４条第２項第３号に係る教育内容の検討は、准看護師ワーキンググループにおける検討を踏まえて実施する。

【参考】保健師助産師学校養成所指定規則第４条第２項（抜粋）

看護師学校養成所のうち、免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る（中略）基準は、次のとおりとする。（中略）

- １ 免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後７年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- ３ 教育の内容は、別表３の２に定めるもの以上であること。

2. 検討上の留意事項

※ 将来を担う看護師に求められる能力として、以下の能力を強化することを前提として、（１）～（４）を検討する。

- a. コミュニケーション能力
- b. 対象者の社会的背景や生活を理解する能力
- c. 対象者の生活に即したニーズをとらえる能力
- d. 対象者の症状や兆候からアセスメントする能力
- e. 対象者の健康増進に関わる能力
- f. 対象者の回復力や生きる力を引き出す能力
- g. 専門職連携実践能力
- h. 最新の知識を収集できる能力
- i. エビデンスを活用できる能力
- j. 批判的吟味ができる能力

（１）卒業時の到達目標について

※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味する。

（２）教育内容について

※ 見直しの方向性は、以下のとおりとする。

基本的には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則上の教育内容の枠組み（“〇〇看護学”等）を維持して見直しを行い、領域横断などの柔軟なカリキュラム編成について、一定の方針を提示する。

① 充実すべき教育内容及び留意すべき点

【基礎分野】

- a. ICT リテラシーを高める必要性

【専門基礎分野】

- a. 臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学等についての教育内容の充実

【専門分野・統合分野】

- a. 看護倫理（倫理的に考える力、患者の権利、患者安全等）の強化
- b. 看護の対象を包括性や継続性等の観点で捉えた教育内容の検討
- c. 地域における看護実践力を強化するために必要な教育内容の検討
- d. 介護施設など様々な療養の場における看護実践力を強化するために必要な教育内容の検討
- e. 終末期にある対象者及び家族等への看護についての教育内容の充実

② 整理すべき教育内容及び留意すべき点

- ※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。
- ※ 教育方法と併せて検討する。

（３）教育方法について

① 講義

- a. 領域横断的なカリキュラムの活用
- b. アクティブラーニング等の教育方法の活用
- c. ICT の活用

② 演習

- a. シミュレーション教育の活用
- b. アクティブラーニング等の教育方法の活用
- c. ICT の活用

③ 実習

- ※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。
- a. 看護の対象を包括性や継続性等の観点で捉えた実習の検討
- b. 実習における教育目標や対象者の検討（特に成人看護領域及び老年看護領域について）
- c. 在宅看護領域の充実
- d. 様々な場における実習の展開
- e. 患者安全を確保した上での効果的・効率的な実習方法の検討

（４）教育体制・教育環境について

① 教員

② 実習指導者

③ 教育環境